

特記仕様書

第1章 総則

1 適用

(1) 本仕様書は、「播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

(2) 受注者は、前項の規定により難い場合又は本仕様書に明示のない場合、若しくは疑義を生じた場合には、発注者と協議するものとする。

(3) 本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年10月：https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd04_000000057.html）」（以下「業務必携」という。）による。

第2章 業務の範囲

1 業務の名称

播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務

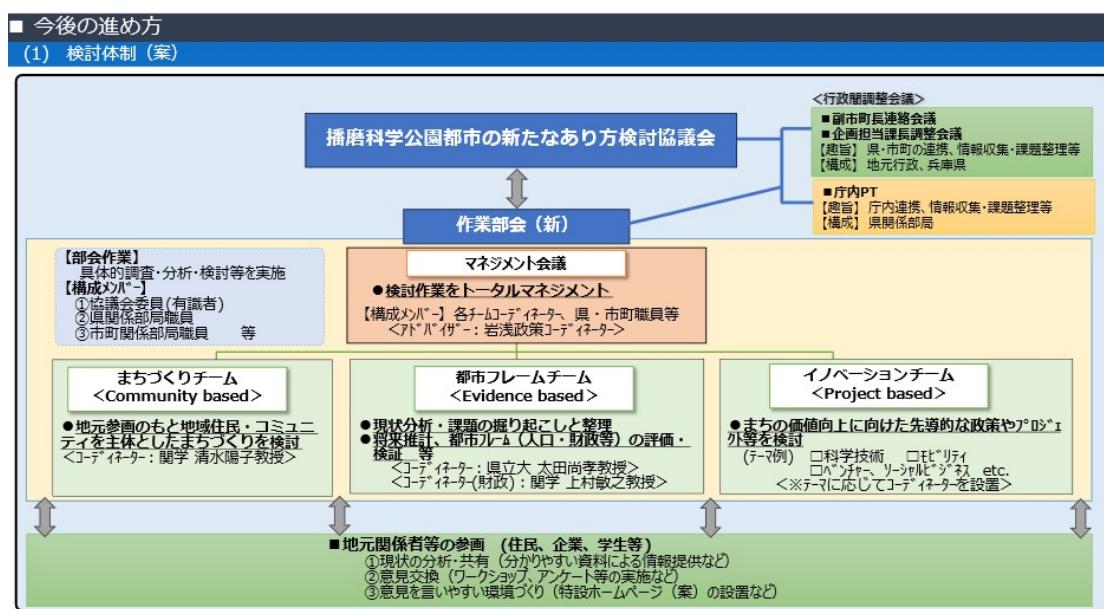
2 業務の目的

播磨科学公園都市（以下「都市」という。）は、まちびらきから25年以上経過し、定住人口が停滞するとともに、インフラ・施設の老朽化等が進んでいる。一方、今後、SPring-8のグレードアップ等、新たな展開も控えている。そのような中、持続可能な都市運営の方策を探る必要があり、県、地元市町、有識者等による「播磨科学公園都市の新たなまちのあり方協議会（以下「協議会」という。）」を令和6年度に立ち上げ、検討しているところである。

本業務は、都市の新たな方検討に向けた協議会及び検討部会（以下「部会」という。）等の運営を行うとともに、部会等の検討に必要な資料の作成及びとりまとめ等を行い、総括として協議会の意見のとりまとめに関する補助を行うことを目的とする。

3 檢討体制

本業務では協議会の下にマネジメント会議と3部会（まちづくりチーム、都市フレームチーム、イノベーションチーム）を設置する。また、これらにはコーディネーターを配置する。なお、検討体制は以下のようなものとしている。



4 業務の内容

(1) 会議の運営等 (業務進行イメージ)

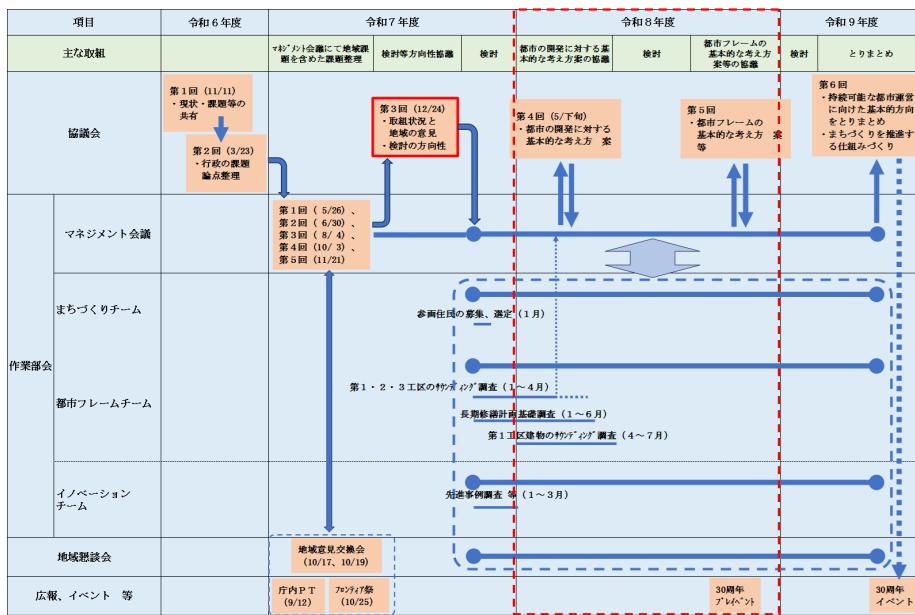
協議会からの付託により、部会を設置し検討を進める。受託者は、以下のア、イの進め方をもとに、会議の運営及び検討に対する必要な資料作成、とりまとめを行う。

また、会議に必要な会場設営を行う（会場については、当方で用意）。

ア 令和7年12月の第3回協議会でのとりまとめをふまえ、持続可能な都市運営の観点より新たなまちのあり方について、各部会で方向性を検討し、令和8年度第3四半期を目途に協議会でとりまとめる。

なお、各部会の検討にあたっては、部会メンバーの意見を尊重し、受託者は必要な資料を作成し、円滑な会議運営に努める。

イ 令和8年度第4四半期は、まちづくりの主体・ガバナンスの明確化を行い、令和9年度の最終とりまとめに向けて検討を行う。



業務進行イメージ

(2) 会議資料の作成

各会議開催にあたっては、必要な情報を収集し、資料の作成、印刷を行う。なお、播磨科学公園都市に関する資料等、当方で保有する資料については提供する。

(3) 関係機関や有識者の意見反映

必要に応じ意見聴取を実施し、各部会等資料に反映する。なお、これに謝金が必要となつた場合、当方が負担する。

(4) 地元企業や住民の意見反映

地域意見交換会など有効な手法により、地元企業や住民の意見を収集し、各部会での検討資料に反映する。

(5) 地元企業や住民への情報提供

協議会や部会での検討状況などについて、受託者は、ニュースレター等有効な手段で情報提供する。

(6) あり方のとりまとめ及び業務報告書の作成

協議会としてのあり方をとりまとめる。

あわせて業務報告書を作成する（概略版含む）。要領は「6 成果物」に示すとおり。

(7) まちびらき 30周年イベント、プレイベントの提案

令和9年のまちびらき 30周年に向けて、令和8年度のプレイベントを含むイベント内容の提案を行う。

5 業務履行に係る条件

- (1) 業務の実施に際しては、管理技術者1名及び担当技術者を1名以上置くものとし、管理技術者は受注者と恒常的雇用関係にあること。また、業務実施に関しては、機動力、対応力を重視しているため、管理技術者及び担当技術者は、近畿2府4県の本支店又は営業所に勤務していること。

6 成果物

- (1) 報告書及び概要版
A4版製本（白黒、一部カラー）
(原稿、データ等を入力した電子媒体（CD-ROM等）)
- (2) 部 数 2部
- (3) 提出先 兵庫県企業庁地域整備振興課
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

7 履行期間

契約日～令和9年3月25日を予定している。